

西東京市における文化財保護のあり方について（建議）

平成25年6月

西東京市文化財保護審議会

目 次

はじめに	1
1 西東京市における文化財保護行政の現状	2
現状1 未処理の課題	2
現状2 評価すべき実績	3
現状3 市民の文化を希求する自発的な動き	4
2 西東京市における文化財保護の柱	4
3 確実に遂行すべき課題	5
課題1 「西東京市文化財保護・活用計画（仮称）」の策定	5
課題2 体制・施設の整備	5
課題3 具体的な保護政策の継続的な実施	7
おわりに ～「ふるさと西東京の創生」にむけて～	10

二十一世紀のはじめ、西東京市は、田無市と保谷市の合併によって誕生しました。
わたくしたちのまち西東京市は、縄文時代の営みの跡や武蔵野の面影を残し、
江戸時代から青梅街道の宿場町として栄えた歴史のあるまちです。

わたくしたちは、先人から受け継いだ貴重な遺産や自然の恵みに感謝し、市民
ひとりひとりがいきいきと暮らせるまちを目指して、ここに市民憲章を定めます。

このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい

このまちを みどりに満ちた 美しいまちにしたい

このまちを ゆめの広がる 楽しいまちにしたい

このまちを こころ豊かな 学びあいのまちにしたい

西東京市市民憲章 （平成 16 年 1 月 21 日）

はじめに

西東京市には、武蔵野台地を流れる石神井川・白子川があり、古く3万年以上前の旧石器時代から人々が活動し、縄文人が拠点となる集落を営んだ下野谷遺跡という関東屈指の大遺跡が存在している。中世には武蔵野をひらいていくつかの集落ができ、その農村風景は今も屋敷林や鎮守の森として残る。江戸時代には青梅街道沿いに村が作られ、宿場としてのにぎわいをみせていた。こうして武蔵野に誕生した田無村、上保谷村、下保谷村、上保谷新田の村々はそれぞれ異なる歴史と文化を育み、その文化的な豊かさは文化財として現在まで伝存している。

しかし、近年の道路や住宅建設などの開発によって文化財を取り巻く環境は著しく変化し、市内の歴史的な建造物や伝統的な風習など、多くの文化財が急速に失われている。

一方で、西東京市は古くから市民の文化財への関心、興味が強い土地柄ではあったが、近年ではこれに、自己実現、まちづくりなどへの関心も加わり、より一層、文化財に対する意識が高まっている。

西東京市文化財保護審議会では、文化財の保護に関する審議を進める中で、急速に失われつつある価値ある歴史や文化財を保護し、また、市民の関心の高まりや、それらを学び、活用する場や機会を求める声の高まりを受けとめるためには、市の体制・施設・制度が欠落していることが大きな問題であるという認識にいたった。そこで、「西東京市における文化財保護のあり方」として建議をまとめ、それを第2次基本構想・基本計画や教育計画など、市の各種上位計画に盛り込み、確実に実施していくよう貴職に強く要請することを、平成24年3月30日の審議会において決定した。

文化財は地域の歴史や文化を理解するために不可欠なものとして、大切に保護していく必要がある。文化財や歴史、伝統文化を生かしてまちづくりを行うことは、地域固有の魅力の増大と市民の活力の向上に大いに寄与する。

このような考え方は、国の政策にも沿うものであり、平成19年10月文化庁「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」において、「地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくためには、各地域にある様々な文化財を指定の有無や種類の違いにかかわらず総合的に把握し、それらを、当該地域の歴史や風土を踏まえて、一定の方針のもと、長期的な視野で計画的に保存・活用していくことが必要である」とした。そのためには、各市町村が「歴史文化基本構想」を策定することが重要であるとし、平成24年2月には文化庁がその策定技術指針を示した。

西東京市の文化財保護行政に関しては、田無市文化財保護審議会が平成12年12月5日に、合併を前提として「田無市における文化財保護行政に関する答申」（以下、「田無答申」という）をまとめている。この答申は、文化財保護の基本的理念や新たな視点、行政・所有者・市民の役割、当面の施策等を盛り込んだ先駆的なものであったことから、

合併後、平成13年11月開催の西東京市文化財保護審議会（以下審議会という）において、この答申を継承し、発展させていくという決定を行い、議論を重ねてきた。

「田無答申」は、地域の文化財は地域全体の文化資源（財産）であり、市民はその恩恵をあまねく受ける権利があるといった「文化財享有権」の考えを大きくうちだし、従来の行政主体の「管理型」の文化財行政から、市民主体の「参加型」の文化財行政への転換を求めた。そこでの行政の役割は、市民協働で、地域の歴史と文化を伝える貴重な財産である文化財を掘り起し、それを保護すること、また、文化財を活用することにより、市民や地域がともに輝けるまちづくりを行うことである。そのため必要な当面の施策として、行政体制の「おくれ」の解消、文化財保護制度の改善、支援制度の拡大、地域博物館の設置を課題とし、総合的な文化財保護行政の推進が挙げられていた。

しかしながら現状では、答申に掲げられた課題の一部を除いてほとんどが未処理のまま据え置かれている。

西東京市文化財保護審議会は、市に対し、この建議を受け、今後、歴史文化を基盤とした全体構想のもとに、実施プログラムとして「西東京市文化財保存・活用計画（仮称）」の策定を、教育委員会だけではなく、市内の各部署・市民・企業・各種団体などと連携のもとですすめ、これまでの遅れを取り戻すべく適切な文化財保護行政を確実に遂行することを求める。

1. 西東京市における文化財保護行政の現状

現状1 未処理の課題

① 行政体制の「おくれ」の解消

行政体制の整備に関しては全く手つかずの状態である。現在、多摩地域のほとんどの自治体では文化財課や係が置かれているが、西東京市では文化財担当が、行政組織としていまだに独立しておらず、文化財保護に専従する事務職員や学芸員などの有資格者といった、当然必要な正規職員すら配置されていない状況である。市民や市民団体の文化財に対する高い意識が育まれてきたにも関わらず、それを受け入れる行政としての組織体制が確立されていない。

② 地域博物館の設置

市民の間で高まっている、地域の歴史や文化を知り、それを活かした活動を行いたいという要請に応えるためには、日常的に文化財に接し、学び、自己を発現できる「場」が必要である。多くの自治体が、このために、郷土館や地域博物館を設置している。

西東京市では、合併にあたり、旧西原第二小学校を利用した西原総合教育施設の2階に「西東京市郷土資料室」を開室し、田無市、保谷市で収集・保管、展示していた

資料を統合させた。しかし、その位置付けが明確でなく、暫定的なものであるため、空調設備の設置やバリアフリー化といった、来室者、展示・収蔵物に対しての最低限の環境整備もできていない。また、貴重な財産である文化財を保護するためには、失われつつある資料を積極的に収集し、適切に保管する必要があるが、それらを収蔵するスペースはすでに飽和状態となっている。さらには、資料の調査や展示・普及事業の実施、収集した文化財を活用して市民サービスを行う学芸員も配置されていない。

現状 2 評価すべき実績

このように、文化財保護行政の主たる基盤ともいえる「人」と「場」に関しては合併後もその改善に何ら手立ても講じられないままで、非力な体制ではあったが、進められた動きとして評価すべき点もある。

① 例規などの整備

平成 13 年には「西東京市文化財保護条例」を制定し、平成 15 年には国が掲げた新しい文化概念を盛り込んだ「西東京市文化財指定基準」を設けるなどの整備を進めてきた。また、平成 20 年度から、より緩やかに幅広い範囲をカバーしうる制度としての「登録文化財制度」の導入について、審議会で検討を続けている。

② 計画的な文化財調査の開始

平成 20 年度以降、歴史的建造物の悉皆調査、下野谷遺跡の内容確認調査、民俗調査など、市内の文化財の把握と保護に向けての計画的な調査を進めている。

③ 収蔵資料の保管システムの構築

平成 21 年度には、恒久的で有効な資料の保管システムの構築を目指し、まず埋蔵文化財、民具資料についてのデータベースの作成を開始した。将来的には、すべての文化財をデジタル資料化し公開することにより、市民が文化財をより活用しやすい環境を整備する計画である。

④ 文化財の普及・活用事業の実施

毎年複数の企画事業を用意し、多くの市民の参加を得ている。また、学校への出前授業の実施や公民館との連携、市民団体への講師派遣など、文化財の普及・活用事業を積極的に行っている。このような事業の実施にあたっては多くの市民ボランティアの協力を得ており、このことは、市民の意識の高さを物語っている。

⑤ 下野谷遺跡の一部公有地化と遺跡公園の開園と活用

平成 17 年に、市内最大の遺跡である下野谷遺跡の一部が競売にかけられようとした際、市内の複数の歴史サークルなどが結集し、遺跡の保存を求める動きが起こった。これをきっかけに合併特例債を利用して市の公有地とし、平成 19 年には「下野谷遺跡公園」が開園された。その後、毎年秋には「縄文の森の秋まつり」という体験型のイベントを多くの市民団体の協力のもとで実施したり、学校教育や公民館活動の場とするなど、効果的に活用されている。

現状3 市民の文化を希求する自発的な動き

この間行政が行った実績とともに評価、注目すべきは、市民の文化を希求する自発的な動きや文化財保護への関心の高まりである。

上述の下野谷遺跡公園の開園とその後の活用は、こういった動きが理想的な形で成果を挙げている好例である。市民団体の活動が発端となり開園した遺跡公園での「縄文の森の秋まつり」は、運営参加団体が年々増加し、平成 24 年度には地元自治会、商店会、市民サークルや早稲田大学や市内小中学生など、15 団体にも上っている。これと歩調を揃えるように参加者も年々増加しており、近年では 500 人以上が参加する地域の年中行事として定着している。

また、かつて保谷に存在した民族学博物館について学習を続けてきた市民団体が刊行した冊子は、研究者も注目するほどレベルが高く、改めて「民族学博物館」とその建設に関わった人々の価値が掘り起こされた。

文化財めぐりや講演会、郷土資料室での特別展など、文化財普及事業への参加者も多く、自らそういった事業や、文化財調査などを補助する市民ボランティアを希望する市民も多くなっている。文化財に触れる機会を得、自らの知的好奇心を満たすだけでなく、得た知識を活用し、社会に還元したいという気運が非常に高まっている。現在では、まち歩きに文化財をとりいれた文化財ガイドや、市内の文化財や景観を写真に記録する撮影ボランティア団体などが、自発的に活動を進めている。郷土資料室に展示されている歴史ジオラマの作成や、子どもたちに人気の下野谷遺跡キャラクターの制作もボランティアにより行われた。市民活動は高い質を保ちながら、多岐に広がっている。

また、平成 24 年度には、所有者からの申し出により、市内の個人住宅が歴史的建造物として国の登録文化財になるなど、文化財保存への関心も高まっている。

このように、西東京市の文化財保護の現状は、新市になってからも行政的には具体的な進展がなく、体制や場の整備ではより後退している。が、一方、市民の中から自発的に文化の希求や文化財保護の動きが強く現れてきている。行政はこういった市民の要請に応える義務がある。

2. 西東京市における文化財保護の柱

このような現状を踏まえ、西東京市が今後目指すべき文化財保護のあり方については、まずなによりも、現在の急激な都市化、市街化、宅地化といった開発や価値観の変化によって、市内の貴重な文化財が消失することへの対策を講じなければならない。文化遺産を後世に伝えることは、行政の使命といって良い。そのうえで、市民の高い要請に応

える受け皿を整備し、市民協働でまちづくりの視点をいれた文化財保護を行っていくべきである。

多様な歴史が刻まれたこの地域は、誇るべき郷土、「ふるさと」である。文化財を確実に保存し、地域資源として活用することにより、現在の生活をより豊かにし「ふるさと西東京」の新たな伝統と歴史を紡いでいくことができる。

そこで、今後の西東京市の文化財保護の柱としては以下の3点を挙げる。

1. 未来につながる持続可能な文化財保護政策の確立
2. 「市民力」・「地域力」を向上させる地域資源としての文化財の活用
3. 文化財を活かした「ふるさと西東京」の創生

3. 確実に遂行すべき課題

具体的には、これらを次期総合計画をはじめとする市の様々な計画の中に位置づけ、着実に以下に挙げる課題を遂行していくことが必要である。

課題1 「西東京市文化財保存・活用計画（仮称）」の策定

これまで長く続けられてきた議論が活かされなかった理由の一つは、洗い出された課題を実際に遂行するための実施計画がなかった点にある。したがって今回はこの建議を受けて、市は確実に「保存・活用計画」の策定を行う必要がある。

計画の策定にあたっては、総合的なまちづくりの観点から、市の全体の計画の中に位置付けていかなければならない。そのためには、計画策定を市民、専門家、関係団体、庁内各部署など、幅広い連携のもとで進めていく必要がある。

課題2 体制・施設の整備

①体制の整備

○文化財担当部署の独立

文化財の保護体制の整備としては、なによりも第一に独立した文化財担当部署の設置が急務である。最低でも係として独立させるなど専門部署を設置し、専門の職員を配置すべきである。

○職員体制の確立・常勤の専門職員（学芸員）の配置

文化財の持続的な保存・活用を行うためには、文化財に対する知識や高い専門性のみならず、行政のシステムや地域社会の実情なども把握した人材をいかに確保していくかが重要な課題である。地域と深く関わる文化財保護の遂行には、地

域の中に入り込み、長期的な展望のもとに、安定的に継続して職務にあたることのできる、常勤職員の配置が必須である。このことは、国などの補助金による施策を行う上でも重要な点である。

②施設の整備

○地域型博物館（収蔵、展示、調査、情報発信、市民学習拠点）の設置

まずは、施設整備の方針を市の全体計画の中で方針決定する必要がある。現在の施設が当面の活用であっても公共施設としての最低限の要件として、バリアフリー化や空調設備の導入を早急に実施すべきである。

そのうえで、文化財の保存、普及、調査の場としてのみでなく、市民が集い、地域の資料から自主的に学び、基礎的な講座などが開催される市民の学習拠点となり、また、文化財サポーター・ボランティア育成の場になるような、複合的な機能を持つ「郷土資料館」へと格上げをしなければならない。

しかし、これはあくまで緊急の対応策である。早急に、地域の文化の核となるような、専門学芸員が常駐する「地域型博物館」の設置に取り組むことを強く望む。このことにより、全国の博物館などとの連携も可能となり、市内の文化財をより広く活用できるほか、市民に対してより充実したサービスを提供することが可能となる。

また、施設の重要な側面の一つである収蔵面に関しては、現状すでに飽和状態であり、現在早稲田大学が保管している約1000ケースを超える下野谷遺跡の出土品を含め、市の文化財を一括保管できる場所を早急に確保する必要がある。

③幅広い連携

文化財を保護し、ふるさとの財産としていくためには、まちづくりの視点が必要であり、これには幅広い連携が必要である。

○庁内関係部署との連携

文化財保護の観点で、主体となる独立した文化財担当部署があることが絶対的な前提とはなるが、それに加え、都市計画や産業、防災、学校・生涯教育など様々な観点が必要となることから、それぞれが縦割りになることなく横断的に複数部署が連携するような組織の再構築が必要である。

○国・都・他の自治体・各種団体との連携

国・都・他の自治体・各種団体など幅広い連携が必要である。

例えば、下野谷遺跡に関しては、遺跡を国の史跡にし、安定した保護政策のもと、地域のコアとすべきである。さらに、現在周辺で都が進めている石神井川整備事業や東伏見公園の建設、隣接する練馬区の武蔵関公園とリンクし、周辺一帯の景観を含めた整備、活用を目指すべきである。石神井川の水と緑、そして下野谷遺跡などに残された長い歴史と豊かな文化は、西東京市にのみならず、東京都、国の誇るべき財産である。

課題3 具体的な保護政策の継続的な実施

【保存】

急激な文化財の消失に緊急に対処しなければならない。そのためには、制度の整備と調査・研究を両輪で確実に、継続的に行わなければならない。

①制度の整備

文化財保護については、文化財保護制度による保護施策と、それ以外の文化財の保護に関連する施策、各種制度などによる周辺環境の保護の施策とを体系的に位置づけ、一貫性をもって実施していくことが重要である。

○指定制度・支援制度の整備

現在、西東京市文化財保護条例に規定する、文化財の指定制度に関しては、より持続可能で有効な制度としていく必要がある。

また、文化財の継続的な保護に必要な支援制度についても整備する必要がある。修復や維持などに関わり、所有者の負担を軽減するための補助金制度や税制の見直し、活用に関する公開謝金の導入なども検討していく必要がある。文化財の維持管理や活用についての相談に応じたり、アドバイスを行うといったソフト面での細やかな支援も必要となる。

無形文化財には、伝承のための場や機会の提供などの支援も必要である。

○登録文化財制度の実施

文化財保護の活動へ市民の参加を呼びかけ、市民主体の文化財保護体制を築いていくうえで、従来の指定文化財制度に加え、早急に登録文化財制度を設けることが望ましい。登録文化財制度は、文化財的な価値からだけでなく、市民の自発性に依拠することが可能で、より幅ひろい範囲を補完する制度であり、「文化財」を身近なものとして市民に周知することができる。

②調査・研究の推進

○文化財の総合的把握と活用

第一になすべきことは、地域の文化財の把握である。これには、十分な予算措置と調査体制が必要であり、さらに把握した文化財はデータ化し、市民が常に活用することができる共有の財産としていく必要がある。

そのうえで、文化財を単体としてではなく、地域の歴史、風土や文化を背景として、一定のテーマのもとに総合的に捉える視点が重要である。

○重点地域の設定

その際、一定のテーマで捉えられたまとまりの中から複数の「重点地域」を設定し、文化財に留まることなく、産業や自然など様々な地域資源を総合し、地域の特色ある魅力的な「物語」を構築することが有効である。

○国史跡への指定など核になる文化財の価値づけ

「物語」の構築には重点地域の中に核を作る方が良い。文化財は地域の歴史

や伝統に根ざした地域固有のものであることから、核として位置付けやすい。

例えば、市内には、関東有数の規模を誇る下野谷遺跡や、学史上も著名な「民族学博物館」の跡地、青梅街道の賑わいを誇った田無宿などがあり、これらに関連する文化財を、国や都の史跡に指定するなど一定の価値づけをすることで、より一層の周知が図られ、物語の核として活用しやすくなる。また、財政的にも文化財やまちづくりに関連する各種補助金を活用することが可能となる。

【活用】

文化財は歴史の中で培われた人の想いを顕現したものであり、心のよりどころとなる。安全で住みやすく、各種産業も発展するまちをさらに豊かにする資源として文化財を位置づけ「市民力」・「地域力」を向上させることは、ひいては、地域全体で文化財を保護していく意識につながる。

①「市民力」の向上

○市民周知（普及・啓発）

文化財を市民力の向上に活用するためには、まずは身近な文化財を知ってもらう必要があり、市民の多くが参加できる事業や市民講座の実施、親しみやすい展示、市民にも読まれる文化財ガイドブックやマップの刊行、文化財掲示板の設置など、魅力的な形で、わかりやすく市民にその価値を提示していくことが欠かせない。ホームページの充実など、インターネットの活用も有効である。

○生涯学習への活用

生涯学習の場において、市民の学習意欲を高め、充足させる機会の提供が必要である。公民館や図書館などとの連携とともに、学習拠点となる場として、実際の資料から学べる「郷土資料館」・「地域型博物館」の建設が必要である。これにより、文化財保護を担う人材の発掘や育成も可能となる。

○学校教育への浸透

文化財の保護は、明日を担う世代に負うところが大きい。学校における教育活動を通じて、子供たちに文化財を知ってもらい、郷土の歴史や文化を大切に思う気持ちを育てる必要がある。

また、無形文化財の伝承も早急に取り組むべき課題であり、子供たちが伝統文化に触れる機会を増やす必要がある。

○市民参画事業の推進

文化財の保存は、市民の理解なしには推進できない。したがって、文化財の周辺環境の維持や文化財保護制度の運用にあたっては、各種団体や個人のボランティアの活力を組織するなど、市民力を最大限活用することが望まれる。また、文化財関連の企画を協働で行うなど、高めた「市民力」を発揮することができる機会や場を提供することが必要である。

文化財保護政策の実施にあたり不可欠な計画の策定にあたっては、周辺環境も含めて文化財を保存・活用していくためには、地域社会との連携協力が必要であることから、地域の理解を得られるよう、計画の中に市民の声を取り入れることが必要である。

②「地域力」の向上

○地域協働事業の推進

地域の文化財は地域の財産であることから、文化財以外の地域資源も含め総合的に活用し「地域力」の向上に役立てていくことが重要である。

このためには、地域に根付く自治会や商店会、農協などと協働事業を実施し、地域のブランド商品の開発、空き店舗の活用など、様々な視点での文化財を活かした地域活性化の仕組みの構築が望まれる。

○地域コミュニティの再生への活用

かつて地域には、共同体としての紐帯を確かなものにするための、祭や講といった様々な民俗・風習が存在していた。西東京市には、祭に奉納された保谷囃子や田無ばやしなどの民俗芸能や講中の建立した石仏・石塔などがのこる。今も変わらず講の行事を続けている地域もある。

様々な情勢の変化により、このような地域共同体は徐々に解体し、現在は自治会も少なくなっているが、東日本大震災以降、地域の絆の大切さが見直され、安全安心なまちづくりの重要な課題として地域コミュニティの再生が掲げられている。古くから伝わる地域の伝統、それを今に伝える文化財を再認識し、地域コミュニティの再生に役立てるべきである。

西東京市における文化財保護の諸課題

		緊急の課題	当面の課題	将来にわたる課題
体制		常勤の専門職員の任用	文化財担当部署の独立	幅広い連携
施設・設備		収蔵展示施設の充実 複合的な機能を持つ 「郷土資料館」への格上げ	「地域型博物館」の設立	遺跡・文化財の公有化 ＝下野谷遺跡の国史跡指定
保護	保存	調査・研究の推進	文化財資料の整理 文化財制度の充実 登録文化財制度の導入	文化財の指定 支援制度の拡大
	活用	生涯学習・学校教育への活用 文化財めぐり、ガイドブック刊 行など普及・活用事業の実施	市民協働事業の実施 地域協働事業の推進	歴史・文化を生かしたまちづくり

おわりに ～「ふるさと西東京の創生」に向けて～

多くの地方公共団体において、市町村合併や「歴史まちづくり法」の成立を受けた新しいまちづくりの指針の策定や、国の景観法の成立を受けた景観保全の取り組みが進められてきたが、西東京市においては残念ながら、文化財をまちづくりの中で総合的に把握し、保全していくといった指針の策定や取り組みがなされてこなかった。改めてこの建議を受け、急激に失われつつある文化財を適切に保護し、それらを核として地域全体を歴史・文化の観点で捉え直し、総合計画に位置付け、早急に、理想のまちづくりにむけた文化財の保存・活用の計画を策定して、確実に実行されることを強く望む。

市民憲章には、先人から受け継いだ貴重な遺産や自然の恵みに対する感謝とめざすべきまちの姿がうたわれている。市民の歴史・文化を求める声は大きく、その力は市民力の向上、地域の活性化、新しい西東京市の創生につながる。

文化財は人類の、地域の貴重なたからであり、心豊かな生活のよりどころとなる。それを享受する権利はすべての人に与えられるべきであり、財産である文化財を保存し生かしていく基盤を作ること、将来にむけて確実に文化財を護り、次世代に繋げていくことは、行政の責務であり、使命である。

文化財保護行政は、たからである文化財を保護するにとどまらず、「ふるさと西東京の創生」と、その次世代への継承に大きな責任を負うことを最後に述べ、本建議の結びとする。

西東京市文化財保護審議会名簿

(五十音順)

鈴木 賢次 (会長)

石井 則孝 (副会長)

多々良 征四郎

近辻 喜一

都築 恵美子

並木 宏衛

保坂 裕興

山下 喜一郎

(任期 平成 23 年 7 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日)